

鹿児島県沿岸漁業改善資金「転貸方式」の導入について

鹿児島県水産振興課

○沿岸漁業改善資金の概要

沿岸漁業者等の近代的な漁業技術の導入に係る設備資金等に対する貸付を無利子で行う制度です。

○転貸方式の導入

第11次地方分権一括法※により沿岸漁業改善資金助成法が改正されたことにより、従来の県が沿岸漁業者等に直接融資する「直貸方式」に加えて、新たに県が融資機関に必要な原資を貸付け、その資金を以て沿岸漁業者等に融資する「転貸方式」の導入が可能となりました。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)

○転貸方式導入の効果

全国漁業信用基金協会鹿児島支所からの債務保証を受けることで、原則連帯保証人が不要になります。

※ 債務保証を受ける場合は、所定の債務保証料及び出資金を支払う必要があります。また、融資機関の審査により連帯保証人や担保を求められる場合もあります。

○転貸方式の取扱が可能な金融機関

信用漁業協同組合連合会(信漁連)・農林中央金庫・銀行・信用金庫

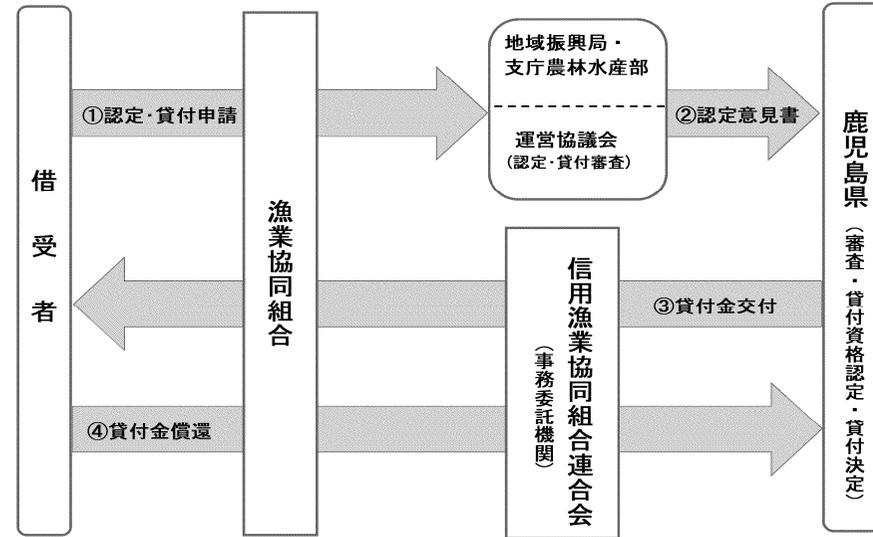
※ ただし、現在は、九州信漁連鹿児島統括支店での取扱いとなっております。

○申請手続き(右側フロー図参照)

申請資料を基に、貸付資格の認定の可否について知事が審査の上、決定します。認定の際は、県、市町村、漁協の職員等で構成する「運営協議会」の意見を参考に判断します。なお、本県では直貸・転貸の両方式を併用するため、申請の前に管内の地域振興局・支庁の農林水産部や信漁連に手続きについてご相談ください。

※ 貸付資格の認定審査とは別に、金融機関による貸付審査及び保証機関による保証審査は行われます。

【直貸方式フロー図】



【転貸方式フロー図】

